

宇和島市学習交流センター
指定管理者候補者選定要領

令和8年7月

宇 和 島 市

宇和島市学習交流センター指定管理者候補者選定要領

第1 指定管理者候補者の選定

- 1 市長は、宇和島市学習交流センター指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定に当たり、宇和島市執行機関の附属機関設置条例（平成17年条例第30号）第2条の規定に基づき設置する宇和島市公の施設指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の選定結果により、候補者を決定する。
- 2 市長は、委員会の選定した候補者に異議があるときは、委員会に再審議を求めることができる。

第2 委員会の会議

- 1 委員会は、宇和島市学習交流センターの指定管理者となることを希望する法人その他の団体（以下「団体」という。）から提案された事業計画、収支計画その他について審査を行い、候補者を選定する。
- 2 委員会は、審議を終えた後、選定結果を取りまとめた報告書を作成し、委員長が市長に報告するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、委員会の会議は、宇和島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成18年規則第3号。以下「施行規則」という。）第9条の規定による。

第3 選定及び審査の基準

- 1 選定及び審査基準は、別表のとおりとする。
- 2 選定及び審査基準の合計点数は、100点とする。
- 3 選定及び審査基準の合計点数に選定委員の人数を乗じて得た点数の概ね6割を審査基準点とする。

第4 選定及び審査の方法

- 1 審査は、団体から提出された書類の審査、当該書類の内容に関するプレゼンテーション及び質疑応答により行う。
- 2 委員会は、別表により前項に規定する審査を行い、各選定委員の採点の合計（以下「評価点」という。）の高い順番に順位を付し、高い順位の団体を上位者として、その順位と審査基準点を考慮し選定委員の合議により候補者の決定を行うものとする。なお、申請団体が1団体であった場合においても委員会による審査を行うものとする。
- 3 評価点の最も高い団体が2以上あるときは、委員の過半数の支持を得た団体を上

位者とする。この場合において、団体に対する委員の支持が同数となった場合は、委員長が上位者を決定するものとする。

- 4 審査の結果、全ての団体が適正でないと委員会が判断した場合は「候補者なし」とする。

第5 選定結果の通知

宇和島市教育委員会は、施行規則第10条の規定により、団体に対し候補者の選定結果を通知する。

第6 選定結果の公開

市長は、次に掲げる事項について、市のホームページで公開する。

- (1) 公の施設名
- (2) 候補者として選定された団体名
- (3) 選定の理由
- (4) 候補者及び他の団体の評価点
- (5) その他市長が必要と認める事項

附 則

この要領は、令和8年8月1日から施行し、候補者が議会による議決を得て指定管理者となったとき、その効力を失う。